

広島県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、「教頭」の下に「主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）」、「指導教諭」を加え、同条第四号中「教頭」の下に「主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）」、「指導教諭」を加える。

附則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。